

静岡県告示第779号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県御前崎市塩原新田字七ツ山970番1、字七ツ山971番1、字七ツ山972番1 以上3筆